17.18.25　船長は、酸化プロピレン等の積載前に、17.21の規定に従っていることを確認し、その旨を記載した確認書を船内に保管すること。船長は、不注意によりブラインドフランジが外れることがないようにブラインドフランジと管装置のフランジとの接続部にワイヤー及びシールを取り付けること。

17.18.27　酸化プロピレン等は、窒素ガスを封入し、適当な保護のもとに運送すること。周囲の状態又は冷却装置の故障のために酸化プロピレン等の温度が低下した場合にあっても、酸化プロピレン等を積載しているタンクの圧力が0.007MPa以下になることを防ぐための自動窒素補給装置を備え付けること。自動圧力制御に必要な十分な量の窒素を船上でいつでも使用することができるように備えておくこと。封入のための窒素は、商業用純粋窒素（窒素の濃度が、体積比で99.9％以上のもの）であること。

17.18.28　酸化プロピレン等を積載する場合は、積込みの前後に酸化プロピレン等を積載するタンクの蒸気空間の酸素濃度が体積比２％以下であることを確認すること。

17.18.29　次に掲げる要件に適合する水噴霧装置を備え付けること。

⑴　積荷用マニホルド、暴露甲板上の荷役に関係する配管及びタンクドームの周辺の場所に有効に水を噴霧することができる十分な容量を有すること。

⑵　配管及びノズルの配置は、均等に１㎡につき毎分10Ｌの放出率を保つことができること。

⑶　当該装置の設置場所で操作を行うことができ、かつ、漏えいした酸化プロピレン等を洗い流すことができるように配置されていること。

17.18.30　水噴霧装置は、17.18.29⑴の場所に火災が発生した場合であっても、居住区域に隣接した、容易に近づき当該装置を操作することができる貨物区域の外側の適当な場所から、当該装置に水を供給するポンプの遠隔始動及び当該装置の配管に取り付けられている弁であって通常は閉鎖されているものの遠隔手動操作を行うことができること。

17.18.31　水噴霧装置は、荷役作業中は、凍結するおそれがある場合を除き、直ちに使用できるようホースをノズルに接続しておくこと。

17.19　塩化ビニールに係る要件

重合防止剤を添加する場合は、17.8の規定によること。重合防止剤を添加しない場合又は、添加しても十分な効果が得られない場合には、17.6の規定によること。ただし、この場合において同規定中「0.2％」とあるのは「0.1％」と読み替えるものとする。貨物タンク内にイナート・ガスを封入する場合は、貨物の積込み前に貨物タンク及び管装置からイナート・ガスの試料を採取して分析すること。運送中、貨物タンク内は、正圧を保持すること。

17.20　混合Ｃ４貨物に係る要件

17.20.1　船長は、混合Ｃ４貨物（ブタン、ブチレン、ブタジエン等を含む混合物からなる貨物をいう。以下同じ。）の積載前に、性状を示した文書によりブタジエン含有率を確認すること。ブタジエンが含まれていることを確認した場合は、毒性を有するものとして取り扱うこと。

17.20.2　ブタジエンを50mol％以上含有する場合は、17.8の規定に適合すること。

17.20.3　混合Ｃ４貨物の液体膨張率が確認できない場合は、混合される物質の液体膨張率のうち、最大の液体膨張率を混合Ｃ４貨物の液体膨張率とすること。

17.21　二酸化炭素（純度の高いもの）に係る要件

17.21.1　圧力監視装置は、積載しようとする高純度二酸化炭素の三重点における圧力より0.05MPa以上高い圧力で作動するよう設定すること。

17.21.2　圧力逃し弁が開放された状態で故障した場合に、当該圧力逃し弁を安全に隔離できるものであること。

17.21.3　圧力逃し弁の開口端の保護金網は取り外すこと。

17.21.4　圧力監視装置は、次に掲げるものであること。

⑴　貨物タンクの圧力を継続的に監視できるものであること。

⑵　貨物制御場所及び船橋に可視可聴の警報を発することができるものであること。

⑶　荷役管の全ての弁を自動的に閉鎖し、貨物圧縮機及び貨物ポンプを停止できるものであること。

17.21.5　貨物タンク及び貨物管装置の材料は、運送中に予想される最低温度に適したものであること。

17.21.6　二酸化炭素が滞留するおそれのある貨物区域その他開放されていない区域には固定式の二酸化炭素検知装置が備えられていること。

17.22　二酸化炭素（純度の低いもの）に係る要件

17.22.1　17.21の規定によること。なお、水分、二酸化硫黄その他の不純物が混入している場合は、貨物タンク、貨物管装置その他貨物の取扱いに使用される装置の材料が、当該不純物により腐食するおそれがないものであること。

別表第八の三備考12中「マニホールド」を「マニホールド」に改める。

（液化ガスばら積船の貨物タンク等の技術基準を定める告示の一部改正）

第二条　液化ガスばら積船の貨物タンク等の技術基準を定める告示（昭和六十一年運輸省告示第二百九十八号）の一部を次のように改正する。

第二条に次のただし書を加える。

ただし、船舶の所在地を管轄する地方運輸局長がタンクの構造等を考慮して差し支えないと認める場合は、この限りでない。

第七条第二項ただし書を削り、同条第三項中「タイプＣ独立型タンク」を「タイプＢ独立型タンクであつて主として曲面で構成されたもの及びタイプＣ独立型タンク」に改める。

第十条中「第十七条」を「第十六条」に改める。

第十二条の次に次の一条を加える。

（構造解析）

第十二条の二　貨物タンクの構造解析は、材料力学等による原理に基づき行われなければならない。

２　前項の構造解析は、前条各号に掲げる荷重が同時に作用するおそれがある場合において、同時に作用するおそれのある荷重の全てを考慮したものとしなければならない。

第十四条第一号中「過度の応力」を「気密性の低下」に改める。

第十七条を次のように改める。

第十七条　削除

第十八条第五項中「独立型タンクは、」の下に「タイプＢ独立型タンク及び」を加える。

別表第一の表化学成分の項中「キルド鋼（ただし、厚さが20㎜を超えるものは、細粒キルド鋼）」を「細粒キルド鋼」に改める。

別表第二の表中

0.035以下	0.035以下

を

0.025以下	0.025以下

に、

衝撃試験 試験温度は、ずれか低い温度

設計温度より５℃低い温度又は－20℃のうちい

を

1　引張試験 降伏応力の最小値は、410Ｎ／㎟を超え 2　衝撃試験 試験温度は、設計温度より５℃低い温度ずれか低い温度としなければならない。